

雲仙市ふるさと応援推進事業協力事業者等募集要領

1 目的

ふるさと応援推進事業による雲仙市への寄附促進と地場産業などのPR、販売促進及び地元企業の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者にお礼の品として贈呈する商品やサービス（以下「謝礼品」という。）及びその事業者（以下「協力事業者」という。）を募集する。

2 協力事業者の要件

市が募集する協力事業者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 生産、製造、販売に関する各種法令及び条例等を遵守した商品又はサービスの提供を行なっていること。
- (2) 代表者等が、雲仙市各種契約等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成24年雲仙市告示第97号）第2条第3号に規定する暴力団等でないこと。
- (3) 市区町村税の未納がないこと。
- (4) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有し、雲仙市がふるさと応援推進事業に係る謝礼品に関する業務を委託する業者（以下「謝礼品運営等受託事業者」という。）との連絡が電子メールにて確実に取れる状態にあること。
- (5) 食品を返礼品とするときは、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ①食品の産地名を適正に表示すること。
 - ②市が必要と認めるときは、調査（実地調査を含む）を行うものとし、当該調査に応じること。
 - ③地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類を整備・保存すること。

3 募集する謝礼品の要件

謝礼品は、次に掲げる要件のいずれかを満たしている商品等とする。ただし、金銭類似性の高いもの及び資産性の高いものを除く。

- (1) 雲仙市内で生産、水揚げされた農畜水産物
- (2) 雲仙市内の加工業者、製造業者等が加工、製造した加工品・製造品等
- (3) (1)及び(2) 以外の商品等で雲仙市をPRしていると認められるもの
- (4) 雲仙市内で宿泊できる割引クーポン等

4 協力事業者等の申込み

(1) 協力事業者等の申込書

謝礼品及び協力事業者の申込みをするときは、雲仙市ふるさと応援推進事業協力事業者等申込書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に提出するものとする。

- (ア) 事業者の概要（事業者名、所在地、主な事業内容等）がわかるもの
- (イ) 謝礼品の内容（商品の詳細、商品表示等）がわかるもの
- (ウ) 市区町村税の未納がない証明書

(2) 謝礼品の変更等の申込書

謝礼品の変更又は追加の申込みをするときは、雲仙市ふるさと応援推進事業謝礼品変更等申込書（様式第2号）に次の書類を添付して市長に提出するものとする。

- (ア) 変更・追加する謝礼品の内容（商品の詳細、商品表示等）がわかるもの

(3) 申込期間

協力事業者等の申込み又は謝礼品の変更等の申込みについては、随時申し込むことができるものとする。

(4) 決定

市長は、協力事業者等の申込み又は謝礼品の変更等の申込みがあった場合、2及び3に規定する要件に適合するか否かを審査し、その結果を雲仙市ふるさと応援推進事業協力事業者等決定（却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

5 その他留意事項

- (1) 謝礼品の登録を辞退する場合は、事前に報告すること。
- (2) 謝礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、協力事業者と謝礼品運営等受託事業者との契約に基づき、双方において真摯に対応し、解決に努め、内容等について必ず報告すること。
- (3) 寄附者や謝礼品の受取人の住所等の個人情報の取扱いについては、「雲仙市個人情報保護条例（平成17年雲仙市条例第10号）」に基づき、謝礼品の発送業務以外に利用してはならない。
- (4) 協力事業者または謝礼品が2及び3に規定する要件に適合しなくなったと認められる場合、その登録を取り消す場合がある。
- (5) 事業者が食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合、市は取引中止等の対応をとるものとし、このことにより発生した違約金及び損害賠償に係る費用は協力事業者の負担とする。

6 申込書の提出先及び問い合わせ先

雲仙市役所 観光商工部 観光物産課
〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地
TEL : 0957-47-7834 FAX : 0957-38-3205
E-Mail : furusato-k@city.unzen.lg.jp